**平成２２年（フ）第２８８号**
群馬県太田市山之神町611番地36
債務者　保泉　裕美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第２８９号**
群馬県太田市山之神町611番地36
債務者　保泉　公則
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第１４０号**
群馬県みどり市笠懸町鹿4262番地21　グランドパレスＣＩ202
債務者　高橋　芳明
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第１４９号**
群馬県桐生市新里町新川1117番地１　アンジュコロレＢ201
債務者　山口　友和
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第１５０号**
群馬県桐生市新里町新川1117番地１　アンジュコロレＢ201
債務者　山口美由紀（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第５３１号**
埼玉県羽生市西５丁目31番地７　ＳＴハイツ西羽生Ⅱ201
債務者　小野　喜之
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第６０９号**
金沢市有松２丁目17番29号
債務者　平木　広美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第５２５号**
山梨県甲州市塩山上萩原1504番地２
債務者　檜垣　　明
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５３４号**
山梨県甲斐市篠原4168番地コーポ雨宮Ｃ101
債務者　花形　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５３８号**
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢153番地10　県営北部団地３―404
債務者　細島　良聞
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５３９号**
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢153番地10　県営北部団地３―404
債務者　細島　好子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５４１号**
山梨県韮崎市龍岡町下條南割990番地１　輿石建材寮202号
債務者　伊藤　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５４２号**
山梨県韮崎市龍岡町下條南割990番地１　輿石建材寮202号
債務者　伊藤ひと美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５４３号**
山梨県甲府市堀之内町733番地４
債務者　窪田千賀男
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５１２号**
岐阜県本巣市上保1150番地２
債務者　所　千津子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第７３１号**
岐阜県羽島市堀津町須賀北２丁目95番地
債務者　上村　泰人
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第８５５号**
愛知県刈谷市恩田町１丁目172番地９　コーポラス鳳凰106号、旧住所愛知県刈谷市恩田町１丁目156番地８　エステートＫＡＴＯⅡ302号
債務者　橋本　一夫
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係